

高圧ガス（一般）販売事業の手続きについて

1 法令等

(1) 法20条の4（販売事業の届出）

- ① 販売所ごとに、事業開始の20日前までに都道府県知事に提出
 - ② 提出を要しない場合
 - ア) 第1種製造者がその事業所で製造した高圧ガスをその事業所で販売する場合
 - イ) 次の高圧ガスを常時容積5m³未満の貯蔵数量で販売する場合〔令6条〕
 - 医療用の高圧ガス（但し、在宅酸素療法用の液化酸素は届出が必要）
 - 内容積300m³以下の容器内において、温度35℃で圧力2.0MPa以下の高圧ガス
- ス
- 消火器内における高圧ガス
 - 内容積1.2l以下の容器内における液化フルオロカーボン
 - 自動車又はその部分品内における高圧ガス
 - 大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス
(エア・サスペンション、ショックアブソーバ、アキュムレータ 等)

(2) 一般則37条（販売業者に係る販売の事業の届出）

- ① 様式第21の「高圧ガス販売事業届書」による
- ② 添付書類（相続、合併、遺贈又は営業の譲渡により販売事業継続の場合省略可）
 - ア) 販売の目的を記載したもの「例えば、圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては販売区域等を具体的に（〇〇町の区域の〇〇に対して販売）記載すること」
 - イ) 技術上の基準（法20条の6第1項）に関する事項を記載したもの

(3) 法20条の6第1項（販売の方法）→ 一般則40条（販売業者等に係る技術上の基準）

- ① 引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える
- ② 充填容器等の引渡しは、使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、漏洩していないものをもってする
- ③ 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、充填期限（容器則24条）を6カ月以上経過せず、かつその旨を明示したものをもってする
- ④ 燃料用の圧縮天然ガスを一般消費者に販売する際は、消費の設備について次の基準に適合していることを確認した後にすること
 - ア) 充填容器等には、設置位置から2m以内にある火気を遮る措置、かつ、屋外設置
 - イ) 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずること
 - ウ) 充填容器等は、常に温度40以下に保つこと
 - エ) 充填容器等には、転落・転倒等による衝撃及びバルブ損傷防止措置を講ずること
 - オ) 調整器は、耐圧試験（耐圧試験圧力以上）と気密試験（耐圧試験圧力の5分の3以上の圧力）に合格し、調整圧力は、2.3kPa以上3.2kPa以下、かつ、閉そく圧力は、4.2kPa以下であるものを設置
 - カ) 配管は、耐圧試験（充填容器と調整器間は耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁間は0.8MPa以上の圧力）又は同等以上の試験に合格する管を使用すること
 - キ) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器の接続部は、ホースバンドで締め付けること
 - ク) 調整器と閉止弁間の配管は、設置工事終了後に気密試験（4.2kPa以上）に合格すること
- ⑤ 燃料用の圧縮天然ガスを一般消費者に販売する者は、配管の気密試験のための設備（空気ポン

プ、水柱用マノメータ 等) を備えること

(4) 法15条(貯蔵の基準)

① 容器による貯蔵の基準 [一般則18条(貯蔵の方法に係る技術上の基準)第2号]

- ア) 可燃性又は毒性ガスは、通風の良い場所で貯蔵すること
- イ) シアン化水素は、1日に1回以上漏洩のないことを確認すること
- ウ) シアン化水素は、充填後60日以内の貯蔵(純度98%以上かつ未着色は除く)とすること
- エ) 車両等に固定又は積載して貯蔵しないこと
- オ) 一般複合容器等は、刻印が示す年月から15年経過以内の使用とすること

② 容器置場の基準 [一般則6条第2項第8号]

- ア) 充填容器及び残ガス容器は区分して容器置場に置くこと
- イ) 可燃性ガス・毒性ガス及び酸素は区分して容器置場に置くこと
- ウ) 計量器等作業に必要な物以外置かないこと
- エ) 周囲2m以内の火気使用禁止、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと(又は障壁構造等)
- オ) 充填容器等は常に温度40℃以下(低温容器等は常用最高温度以下)に保つこと
- カ) 転倒・転落防止措置、粗暴な取扱いをしない
- キ) 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を持ち込まないこと

* 貯蔵所としての許可・届出の該当施設は別途基準に基づいた手続き必要

(5) 法20条の5(周知させる義務等) → 一般則38条(周知の義務)・39条

★ 周知が不要な高圧ガス購入者 → 第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者

★ 販売契約時及び周知後1年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごと周知が必要

① 周知が必要なガスの種類(一般則39条第1項)

- ア) 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素
- イ) 在宅酸素療法用の液化酸素
- ウ) スクーバダイビング等呼吸用の空気

② 周知事項(一般則39条第2項)

高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な次のもの

- ア) 消費設備の高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項
- イ) 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- ウ) 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- エ) 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- オ) ガス漏れを感知した場合、高圧ガスによる災害が発生し又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- カ) その他、高圧ガスの災害の発生の防止に関し必要な事項

(6) 法28条(販売主任者) → 一般則72・74条(販売主任者の選任等)

販売所の区分(一般則72条第2項)ごとに選任し(選任した際は遅滞なく届出)、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理させる。

① 選任が必要なガス

アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化硼素、三フッ化リチウム、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホフマン、マン、モノゲルマン、モノシラン

② 資格

甲種化学・乙種化学・甲種機械・乙種機械責任者免状、又は、第一種販売主任者免状のいずれかの交付を受けているおり、ガスの種類ごとの製造又は販売に関し6カ月以上の経験を有する者

③ 届出

様式第35 高圧ガス販売主任者届書、免状の写し等（別途手続きとする）

2 手続き（販売業者）

（1）提出書類

様式第21「高圧ガス販売事業届書」

（2）添付書類

- ① 別様式1「販売をする高圧ガスの種類」（複数区分・種類のガス販売の場合）
- ② 別様式2「販売所の明細（一般）」
- ③ 別様式3「販売所案内図」
- ④ 販売台帳、消費先保安台帳 等（その他販売に必要な帳簿等も含む）
帳簿 → ●高圧ガスを容器により授受した場合
ア) 充填容器の記号及び番号
イ) 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力
（液化ガスについては、充填質量）
ウ) 授受先並びに授受年月日
●周知を行った場合
ア) 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所
イ) 周知をした者の氏名
ウ) 周知の年月日
- ⑤ 容器置き場の概要（図面および写真 等）
注）容器置き場の面積（ m^2 ）、最大貯蔵量（ m^3 ）、構造を記載すること
- ⑥ 周知文（必要な場合のみ）
- ⑦ その他必要とみなされるもの（法人の場合：定款 及び 登記簿謄本 等）

（3）提出部数

正副2部（副本はコピー可）

（4）提出方法

- ① 事前に電話等により予約のうえ、当課まで持参
- ② 書類が完備されている場合、副本は入件印押印後返却
（事業者で大切に保管してください。）

【 提出・問い合わせ先 】

山梨県防災局消防保安課（ 県庁防災新館4階 ） 保安管理担当
提出時には事前に電話で予約してください。
電話番号：055-223-1434（直通）

(604)

様式第21 (第37条関係)

高圧ガス販売事業届書	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地	〒 電話番号： ()		
販売所所在地	〒 電話番号： ()		
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏 名

山梨県知事 殿

連絡担当者：

電話番号：

-
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

販売する高圧ガスの種類

区 分	ガ ス 名	最大貯蔵量	区 分	ガ ス 名	最大貯蔵量
合計					m ³

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 区分は、可燃性ガス、毒性ガス、特殊高圧ガス、不活性ガス等とすること。
 - 3 最大貯蔵量は、立方メートル単位とすること。
 - 4 記載し切れない場合は複数枚とし、最大貯蔵量の総合計欄を設けること。

販売所の明細 (一般)

1 販売の目的			
(1) 販売用途 *該当に○	溶接、溶断、化学工業、冷媒、消火設備 その他 ()		
(2) 販売形態 *該当に○	容器 (カドールを含む) ローリー (長尺容器含む) その他 ()		
(3) 販売方法	購 入 先	メーカー名	
		名 称	
		住 所	
	販 売 先 *該当に○	販売店・工事業者 (建設会社等) ・事業所 (工場等) その他 ()	
(4) 販売所位置	別添案内図のとおり		
(5) 容器置場 又は貯蔵所	所 在 地		
	販 売 所 と の 関 係 *該当に○	同一敷地内 同一敷地外 (m) 他者委託 (別添委託契約書のとおり)	
	貯 蔵 ガ ス の 容 積	m ³	
	位 置 ・ 構 造	別添図面及び写真のとおり	
2 販売基準			
(1) 保安台帳等	別添 () のとおり		
(2) 引渡し			
(3) 引渡し (圧縮天然ガス)			
(4) 消費設備 (燃料用圧縮天然ガス)			
(5) 配管 (燃料用圧縮天然ガス)	6の気密試験用器具又は設備を備える		

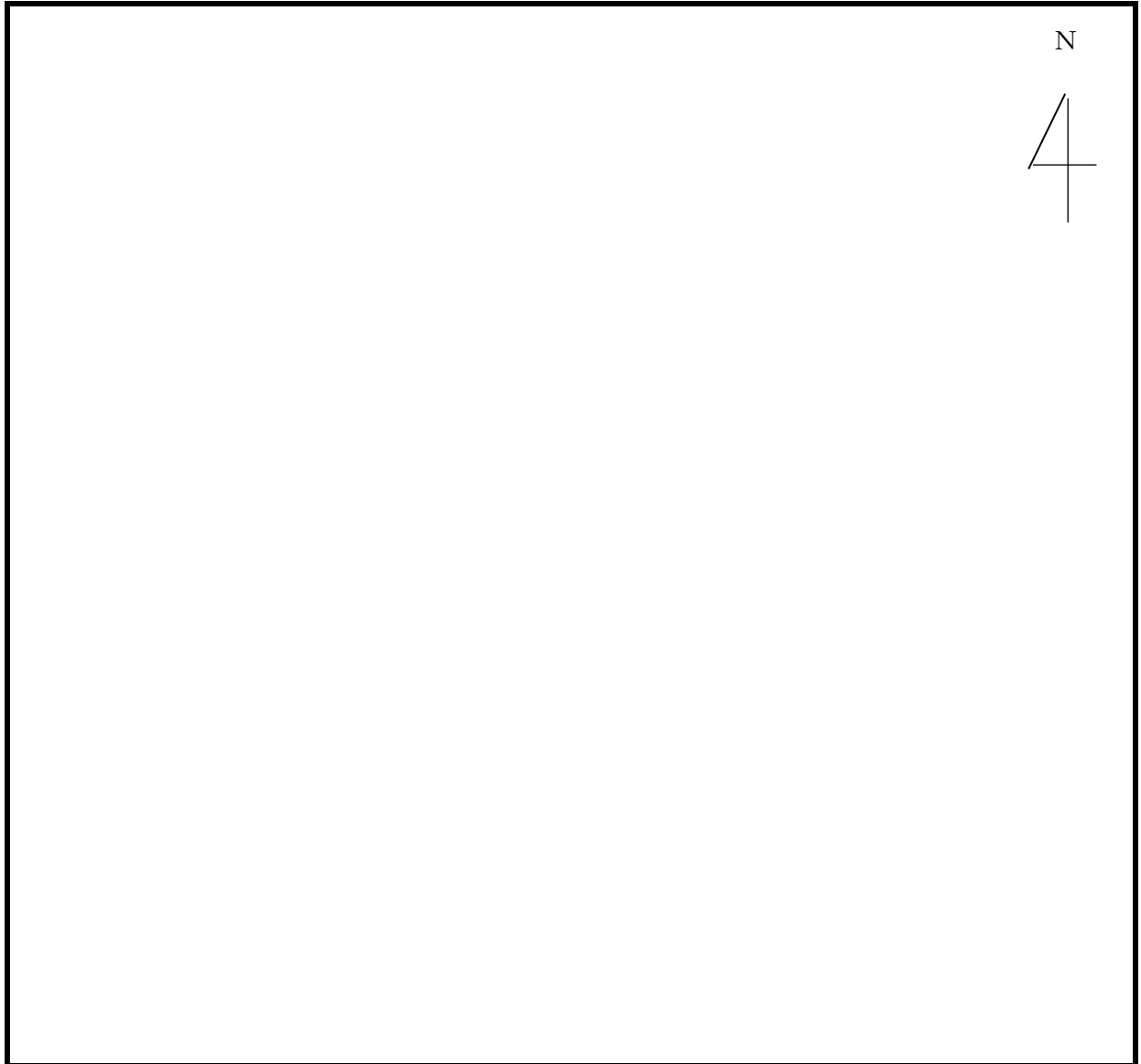
3 容器による貯蔵の基準																						
4 容器置場の基準																						
5 周知	別添周知内容のとおり																					
6 気密試験のための設備 *該当に○	<table border="0"> <tr> <td>ガス検知器</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>石鹼水</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マノメータ（水柱用）</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>空気ポンプ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>計量器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>その他（</td> <td></td> <td>）</td> </tr> </table>	ガス検知器		個	石鹼水	有・無		マノメータ（水柱用）		個	圧力計		個	空気ポンプ		台	計量器		台	その他（		）
ガス検知器		個																				
石鹼水	有・無																					
マノメータ（水柱用）		個																				
圧力計		個																				
空気ポンプ		台																				
計量器		台																				
その他（		）																				
7 その他																						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 必要でない項は抹消すること。
 - 3 販売業者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本等を添付すること。
 - 4 購入先が複数ある場合は、別葉に記載すること。

(604)
別様式3

販売所案内図

販売所の名称： _____



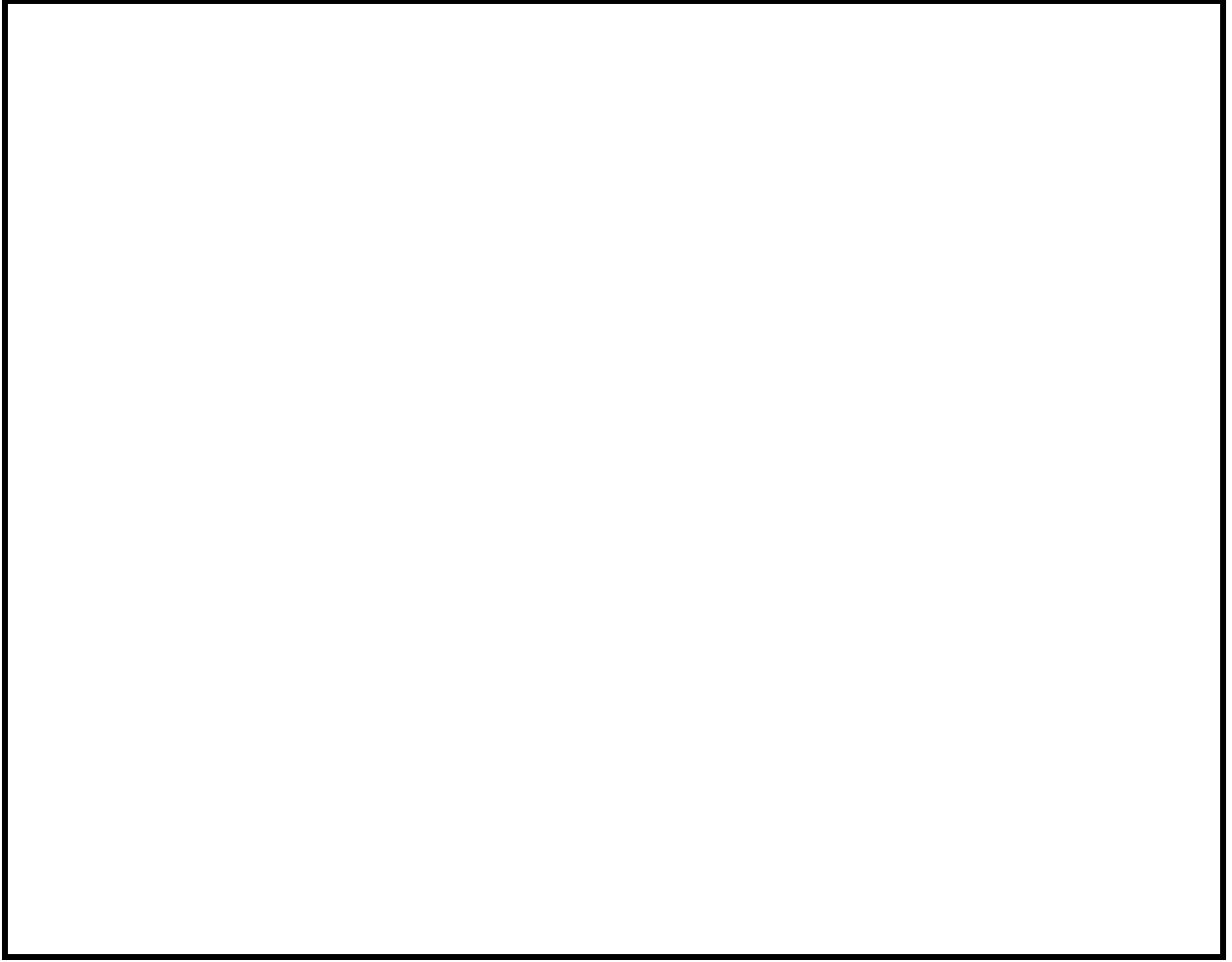
* 自動車を使用する場合の道順

* 交通機関を使用する場合の道順

容器置場の概要

置場面積 _____ m²

容器置場の配置図



容器置場の写真

